

令和8年6月4日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会

委員長 本田 篤

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 令和8年第2回魚沼市議会定例会について  
(2) 閉会中の所管事務調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 6月4日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和8年第2回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和8年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
その他で、8月25日開催予定の本委員会について、日程を8月26日午前10時に変更することとした。

# 議会運営委員会会議録

## 1 調査事件

### (1) 令和8年第2回魚沼市議会定例会について

#### (1) 付議事件

#### (2) 付議事件の取扱いについて

#### ア 市長提出事件

#### イ 議長受付事件

#### ウ 急施事件

### (2) 閉会中の所管事務調査について

### (3) その他

2 日 時 令和8年6月4日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、  
本田 篤、(志田 貢議長)

5 欠 席 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これから今日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
令和8年第2回魚沼市議会定例会の運営について、御審議をお願いいたします。

### (1) 令和8年第2回魚沼市議会定例会について

#### (1) 付議事件

本田委員長 日程第1、令和8年第2回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)  
付議事件について、執行部から説明を願います。

内田市長 付議事件につきましては、フォルダ内に配付の付議事件一覧のとおりでございます。  
また、報告案件についても配付資料のとおりでございますのでお願いします。詳細に

つきましては、総務政策部長から説明をさせていただきます。

桑原総務政策部長      それでは、お手元の付議事件一覧を基に順次御説明を申し上げます。

まず、事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和7年度魚沼市一般会計補正予算（第13号））につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和8年3月31日付で予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。当該補正予算の概要でございますが、歳入歳出のそれぞれから11億1,280万円を減額するものでございまして、主なものとしたしましては、歳入側では地方譲与税及び地方消費税交付金などの増額に加え、今冬の大雪対応に関連して特別交付税及び臨時道路除雪事業費補助金で追加額を計上した一方、事業費の確定に伴い国県補助金・負担金や市債借入額を減額したほか、ふるさと寄附金及びふるさと結基金からの繰入金について減額調整を行ったものでございます。併せまして、総額調整といたしまして財政調整基金繰入金を減額するものでございます。歳出側におきましては、年度末を迎えたことによる事業費の確定または事業の実績見込みの精査を行ったことにより生じた不用額について減額及び財源内訳の変更を行った一方、令和3年度から令和7年度までに後年度の償還財源として普通交付税で前倒しで措置された臨時財政対策基金償還基金費分、これを今回から新たに減債基金に積み立てることとして追加するものでございます。また、地方債充当事業において歳入歳出に補正がありましたので、これに併せて地方債限度額について補正を行わせていただいたほか、前回の補正予算までに歳入歳出補正を行った継続費設定事業について継続費の補正を行ったものでございます。

続きまして、事件番号2番、専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 魚沼市税条例の一部改正について）につきましては、令和8年4月1日施行の地方税法等の一部改正に合わせまして、軽自動車税環境性能割の廃止などに伴う関係規定について直ちに整備し、同日付で施行する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号3番、専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 魚沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について）につきましては、この後、4番の付議事件に関連をいたしますが、令和8年4月1日施行の改正条例を制定するに当たり、現行の条例の規定の一部に修正すべき不備が見つかったため、遡及し修正を行う必要性が生じたことから関係規定について直ちに整備したものでありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号4番、専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）につきましては、令和8年4月1日施行の地方税法等の一部改正、また子ども・子育て支援法の一部改正に合わせまして課税限度額の引上げ、並びに子ども・子育て支援納付金課税額等の創設に伴う関係規定について直ちに整備し、同日付で施行する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号5番、専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 魚沼

市介護保険条例の一部改正について) につきましては、介護保険法施行令の一部改正に合わせまして、保険料の減免手続に関して申請に基づかない対応規定を設ける内容で令和8年4月1日から施行する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。

次に、事件番号6番、令和8年度魚沼市一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。当該補正予算の概要でございますが、現時点で見込んでいる主なものとしたしましては、まず歳入では、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付分に係る国庫補助金及び国庫負担金などを追加する一方で、国費配分内示に伴う都市構造再編集中支援事業や社会資本整備総合交付金の減額などを行うものでございます。歳出では、令和9年度に予定をしております戸籍総合システムの更新に伴う現システムの継続に係る業務委託料を減額するとともに、浅草山荘の指定管理者撤退に伴う支出不用分を減額する一方で、中島多目的集会センターの解体に伴うアスベスト調査委託料を追加するほか、介護保険法改正に伴うシステム改修費に係る特別会計繰出金の追加、また最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付に係る扶助費の追加計上、克雪住まいづくり支援事業の制度内容拡充に伴う補助金の追加、四日町排水ポンプ場整備工事の一部中止に伴う現場監理費の不足分に係る工事請負費の追加、また4月26日の赤土地内林野火災に係る委託料及び消防団員出動報酬の追加、そのほかに今冬の大雪で被害を受けた旧目黒家住宅の屋根差かや補修工事費の計上、加えまして低濃度PCB廃棄物の追加処分費用の計上、それと広神西小学校厨房給水管漏水補修工事の追加などを行うものでございます。

なお、補正額でございますが現時点で4,910万円の増額を現時点で見積もってはおりますが、今回の歳出補正の財源といたしましては、先ほど申し上げた国庫支出金のほかに地方債、また財源調整分として財政調整基金の取崩しについても予定をしております。

加えまして、債務負担行為として戸籍総合システムを導入するに当たりまして、令和8年度から令和9年度までのシステム導入経費に係る債務負担行為を限度額8,480万円として設定するほか、新ごみ処理施設整備・運営業務を発注するに当たりまして令和8年度から令和32年度までの債務負担行為を新たに設定したいとするものでございます。この新ごみ処理施設整備・運営事業には令和8年度から令和12年度末までの設計・建設工事に加えまして、令和13年度から令和32年度までの施設維持管理業務を合わせた分に係る限度額として390億7,600万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

加えまして、この新ごみ処理施設整備・運営事業の関連といたしまして、令和8年度から令和12年度までの設計施工に対する監理業務に係る限度額として3億8,900万円の債務負担行為を設定したいとするものでございます。

続きまして、事件番号7番の令和8年度魚沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、介護保険法改正に伴うシステム改修費の追加補正を行うこととして、一般会計からの繰入金を財源として130万円の増額を見積もっております。

続きまして、事件番号8番の魚沼市市民会館条例の一部改正につきましては、湯の里ふれあいセンターの用途廃止に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号9番及び10番につきましては、財産の取得についてでございますが、いずれも取得する財産の予定価格が2,000万円以上であることから、地方自治法第96

条第1項第8号、及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため、提案するものがございます。

なお、契約案件については事件番号9番が高規格救急自動車でありまして、事件番号10番がロータリ除雪車2台、以上の購入に係るものでございます。

続きまして、事件番号11番の旧慣による市有財産使用の変更につきましては、いわゆる旧慣使用地として市有地を地元の地区住民が使用する山林等のうち、旧堀之内町の区域における取扱いを他の旧村の区域の取扱いと同様に使用料を無償化するに当たりまして、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号12番の市有財産の処分について（情報通信基盤整備）であります。情報通信基盤であります光ファイバーの整備については、通常、民間通信事業者が行うものとされておりますが、市内では山間地等の周辺部において民間事業者による整備計画の進捗が図られなかったといったことがございましたので、そうした区域にあっては本市が民間の通信事業者に代わって光ファイバーケーブルの敷設整備を進めてきたところがあります。その本市が整備した光ファイバーケーブル、それと付帯設備を将来の維持管理負担を考慮しまして、民間の通信事業者に無償譲渡するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号13番、市有財産の処分について（土地・板木地内）であります。こちらは旧クリーンセンター跡地で現在のJA魚沼雪室倉庫脇の約1ヘクタールの土地であります。昨年度、当該財産の公売手続を行いました。財産処分実施要綱を適用して予定価格を引き下げたにもかかわらず取得希望者がなかったことから、改めてJA魚沼と随意契約に向けた協議を進めたところ相手方が500万円で取得の意向を示したことから、売却処分に当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号14番、市有財産の処分について（水の郷工業団地）につきましては、水の郷工業団地における3.3ヘクタールの分譲区画につきまして令和7年11月に株式会社希松様との間で立地に関する基本協定を締結したところがございますが、このたび売買契約の手続が整いました。売却処分をしようとする財産の予定価格が2,000万円以上であり、かつ面積が5,000平米以上の土地であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものでございます。

続きまして、事件番号15番の監査委員の選任につきましては、任期満了に伴う監査委員の選任に当たりまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号16番から次のページの事件番号34番までの農業委員会委員の任命につきましては、任期満了に伴う農業委員19人の改選に当たりまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いしたいとするものでございます。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、追加でお願いしたい事件がございます。4

ページ目を御覧いただきたいと思います。

市長の提出事件の追加予定の部分になります。こちら、事件番号1番の令和8年度魚沼市一般会計補正予算（第2号）につきましては、次の事件番号2番において損害賠償の額が確定されますとそれに合わせて支出すべき賠償額を歳出予算に計上する必要が生じることから、最終日までに損害額が確定できた場合に今定例会最終日に追加で提案させていただきたいとするものでございます。併せまして、現在国の補正予算の内容によってはこの第2号補正予算に組み入れることもあり得ますので、いずれにいたしましても最終日までに調整ができる場合には提案をさせていただきたいとするものでございます。

続きまして、追加予定の事件番号2番、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。本件につきましては十日町地内において発生した市道の陥没により通行していた大型トラックが損傷した事故に関連する事件であります。損害額が50万円を超える場合には賠償額の確定において議会の議決を求める事案に該当することとなるものの、現在相手方の損害額が確定していない状況にありまして、議会初日の提案に間に合わないという見込みであることから、最終日までに損害額が確定できた場合でその額が50万円を超えるときに今定例会最終日に追加で提案させていただきたいとするものでございます。

続きまして、市長提出の報告事件として8件について御説明を申し上げます。ページを戻っていただきまして、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

2ページの下段の表になります。事件番号1番の令和7年度魚沼市一般会計継続費繰越計算書についてであります。地方自治法第212条の規定により令和7年度から令和8年度にかけて継続費の年割設定がある事業予算におきまして、令和7年度内に支出が終わらなかった分に係る通次繰越額について、同法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

続きまして、事件番号2番の令和7年度魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年2月の第1回定例会で議決をいただいた補正予算において設定をいたしました繰越明許費予算として、令和7年度内に支出が完了しなかった予算で令和8年度に繰り越した事業予算の経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

続きまして、事件番号3番の令和7年度魚沼市一般会計事故繰越し繰越計算書については、内水対策事業として令和7年度までの継続費を設定して進めてきた四日町排水ポンプ場整備関連事業におきまして、一部の関連工事の完成が遅れたことにより完了試験ができなかったために令和7年度内に支出が完了しなかった予算で、次年度に繰り越した金額を地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

続きまして、事件番号4番の令和7年度魚沼市病院事業会計予算の繰越についてから事件番号7番、令和7年度魚沼市下水道事業会計予算の繰越についてまでの4件につきましては、各公営企業会計において令和7年度中に支出が完了せず令和8年度に繰り越した事業予算の経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

続きまして、事件番号8番の一般財団法人魚沼農耕舎の経営状況につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定する市が資本金等の50%以上を出資している法人について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき当該法人の経営状況を議会

に報告するものでございます。

続きまして、そのほかの予定議案として追加でお願いしたい報告事件がございますので、4ページを御覧いただきたいかと思えます。この4ページ中段の表になりますが、こちらは追加を予定している報告事件でございます。

事件番号1番の市が出資金等のうち50%以上を出資している法人の経営状況についてであります。こちらは、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定する法人として、先ほど申し上げました市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものでございますが、法人等の総会の日程の関係から本会議初日の報告に間に合わないものうち最終日までに提出が可能となるものについて追加で報告をさせていただきたいとするものでございます。

付議事件に関する説明につきましては、以上でございます。

本田委員長 説明が終わりました。今ほどの説明のあった付議事件について質疑を承りたいと思えます。ございますでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終わりにします。

ただいま説明のあった市長提出事件について、これを受けることにしたいと思えます。御異議ありませんか。(異議なし) 異議ないものと認めます。よって、市長提出事件については、受けることに決定しました。

次に、議長受付、提出事件について説明を求めます。坂大議会事務局長。

坂大議会事務局長 (資料「令和8年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの議長受付、提出事件について、質疑はございますでしょうか。(なし) これで質疑を終わりにいたします。議長受付、提出事件について、これを受けることにしたいと思えます。御異議ありませんか。(異議なし) 異議ないものと認めます。したがって、議長受付、提出事件について受けることに決定しました。

## (2) 付議事件の取扱いについて

### ア 市長提出事件

### イ 議長受付事件

### ウ 急施事件

本田委員長 次に、(2)付議事件の取扱いについて、審議願います。ア、イについて説明を求めます。坂大議会事務局長、説明をお願いいたします。

坂大議会事務局長 (資料「令和8年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)」により説明)

本田委員長 今ほどの局長の説明のと通りの取扱い案でよろしいでしょうか。(異議なし)

最終日は、産業建設委員会が開かれるわけですけれども、また議事の進行順としては補正予算が先で、その後に産業建設委員会になりますけれども、御理解頂きたいと思えます。

それでは異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 急施事件の取扱いについて説明いたします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は議長において取扱いを決することとし、

その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきたいものです。説明は以上です。

本田委員長 議会運営委員会で取扱いを決定することでよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## (2) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査について、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

## (3) その他

### ・ 8月25日の議会運営委員会の日程変更について

本田委員長 日程第3、その他を議題といたします。まず初めに、議会運営委員会の日程について御協議いただきたいと思います。お諮りします。

しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休 憩 (10:36)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再 開 (10:37)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

この件について、本委員会の開催日を8月25日から26日の午前10時に変更するということがよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。事務局は年間日程を修正して、スマートディスカッションに格納及びアナウンスをお願いいたします。

ほかに、執行部から協議、報告事項等はございますでしょうか。(なし) 委員の皆様から執行部に確認しておきたい事項等はありませんでしょうか。(なし)

皆さんから協議事項等は、ありませんか。(なし) 本日の会議録につきましては、委員長に一任願います。議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉 会 (10:38)

議会運営委員会

委員長 本田 篤